



ひかり健康保険組合からのお便り

第116話：保険証の取扱いについて

《 保険証の紛失や盗難には十分注意してください！ 》

万一、紛失や盗難にあった場合は、警察に届け出をして、
受理番号を発番してもらってください。

『再交付申請書・減失届』に受理番号を記入して、
会社の健康保険担当窓口へご提出ください。
保険証を再発行します。

(申請書はひかり健康保険組合の[ホームページ](#)よりプリントアウトできます。)

※第三者が保険証を身分証明書として信販会社や消費者金融で
悪用される事例もありますので、速やかに警察へ届け出てください。

《 保険証の不正使用は犯罪です 》

●保険証を人に貸したり、勝手に書き換えたりして使用することは
法律で固く禁じられています。貸したほうも、借りたほうも罰せられます。

保険証が身分証明書代わりに提示させられることなどもあり、安易な気持ちによる
貸し借りは身に覚えのない負債や犯罪につながる危険もあります。

●不正に保険証を使用した者は、
刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

資格のない保険証の使用も不正に当たります。
資格のない保険証(転籍・退職)は速やかに返却してください。

『ジェネリック医薬品の使用をお勧めします！』

ジェネリック医薬品とは・・・

皆様の医療費の自己負担を軽減する薬です。

価格は平均すると新薬の約半分。皆様のお薬代負担軽減に貢献！！

値段が安くて効き目は同じ！

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品(新薬)と同等と認めた医薬品です。

新薬の特許満了時に、有効成分、効能及び効果が同じ医薬品として

新たに申請され、販売される安価な医薬品です。

※ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。

お薬の種類・処方等については、医師・薬剤師の先生にご相談ください※

**ひかり健康保険組合では、
加入者皆様の健康維持・増進を目的とした保健事業を展開していきます。**

■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えてinfo@hikarikenpo.or.jp(当組合宛)までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」

フリーダイヤル0120-835-839(はい参考、はいサンキュウ)を安心してご利用ください。

■ひかり健康保険組合への

ご意見・ご要望はinfo@hikarikenpo.or.jpまでぜひお寄せください。

ひかり健康保険組合 <http://www.hikarikenpo.or.jp>

〒171-0022

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 光センタービル6F

tel: 03-5951-7422 fax: 03-5951-9663

